

こ保人第44号  
令和2年4月10日

各保育・教育施設設置者様  
施設長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。  
政府による「緊急事態宣言」が出された後も、市としては保育所等に引き続きの開所をお願いし、ご家庭での保育ができない方の保育を行っていただいております、皆様のご協力に感謝申し上げます。

そうした中、他自治体だけでなく、市内保育所においても新型コロナウイルスの陽性反応が確認されたことから、これまで以上に感染拡大防止に努めていただくとともに、**まずは何よりもご自身の体調管理**に御留意ください。

職員の皆様は、園の状況や園児のことを考え、これまでもご自身が無理をしながら勤務をされることもあったかと思いますが、今回「緊急事態宣言」が出されるに至り、何よりもまずは感染の拡大を防止することが急務となっています。今回改めてお示しする**体調確認について徹底**していただくとともに、ご自身の症状で**該当する場合には、必ず出勤を控え**、ご自宅で待機していただくようお願いいたします。

また、感染拡大防止に必要となるマスクや消毒液につきましても、市としても確保に努めているところですが、必要数が不足している状況もあることから、代替手段による対応もお願いいたします。

なお、出勤を控える職員が増えたことで、**保育士が不足した場合には**、2月26日付の通知でお示したとおり、**「利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で」運営**を行っていただくようお願いいたします。その際、通常の職員配置ができない場合でも指導の対象とはしません。安全に保育ができないなどの場合は、保育・教育運営課にご相談ください。

具体的な確認の項目等については、次のページをご確認ください。

<担当連絡先>

【園児の預かりについて】 保育・教育運営課：671-3564

【感染症対策について】 保育・教育人材課：671-2397

## 1 体調確認の項目

次の症状がある場合には、出勤を行わないよう徹底してください。また、こうした症状が4日以上続く場合は、速やかに相談窓口にご相談してください。

- ・37.5度以上の発熱がある
- ・強いだるさ（倦怠感）がある
- ・強い息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・咳やくしゃみ、鼻水などの風邪の症状がある
- ・過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは出勤を行わない。

## 2 体調確認の方法

別紙「職員用健康チェックカード」を活用し、出勤時に2人1組となって検温等を行ってください。

なお、健康チェックに該当する場合には、速やかに退勤してください。

体調確認の結果、安全に保育ができる体制が整わない場合（職員が1人も対応できない場合など）には開所時間を遅らせ、入り口に状況を説明する張り紙をし、保育が可能になる時間をお示しするなどの対応をしてください。

## 3 衛生管理について

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける

- ・定期的に換気を行う。
- ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。
- ・清掃を徹底し、手が触れる机やドアノブ、共有物については必要に応じて消毒（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムを使用）を行う。

- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと  
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

## 4 園児の体調確認

基本的には職員と同じ内容を確認してください。

ただし、発熱の判断をする際には平熱に個人差があることから、個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談してください。

また、呼吸器症状がある場合でも、感染性のものではないと医師が判断した場合は登園を避ける対象ではありませんが、心配がある場合には主治医や嘱託医と相談してください。

## 5 その他

- ・委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱がある場合には立ち入りをお断りください。
- ・保護者に対しても、「1 体調確認の項目」を再度確認していただくとともに、家庭においても「3 衛生管理について」の徹底をお願いしてください。

